

排水設備工事について

<申請>

1. 工事着工5日前までに申請すること。
申請にあたっては、チェックリストにより書類を整理すること。
2. 近年の建築工法で見られるベタ基礎では、基礎部分に配管を事前に行うため建築確認申請と同時期に申請すること。(事前着工となりますので十分注意すること。)
3. 申請書類は、パソコンなどで作成し簡潔、見やすいものとする。
4. 排水設備工事の事前着工は認めません。事前着工した場合は、違反工事となり下水道条例第26条に基づき罰則の対象となりますので十分申請期間には気をつけること。
5. 縦断図に記入する基準の地盤高は、公共柵蓋の天端を、270.000mとして作成すること。
6. 便所からの合流柵は、原則として逆流防止の観点から段差付きの柵を使用すること。
7. トラップ柵については、下水道法に基づき原則として屋内に設置すること。
* 既存住宅の場合は、屋内配管が完成しているので屋外に設置してもよい。
* 新築住宅は、器具トラップが設置してあるので屋外はインバート柵とすること。
* 器具トラップを外し屋外にトラップ柵を設置することは、二重に費用を申請者に負担させることとなるので計画時点から十分調査調整をすること。
8. 除害施設を設置する場合は、施設の処理能力の計算書、仕様書(図面)を添付すること。

<工事>

1. 現場では、必ずヘルメットを着用すること。
* 上下水道課のパトロールまたは、通報により無着用の場合は、労働基準監督署の指導を受けて頂くこととなります。
2. 産業廃棄物は、適切に処分し、マニフェストは、整理しておくこと。
3. 工事の瑕疵は、1年間とするが、不具合があれば誠意をもって対応すること。
4. 公共柵などをせん孔した破片、その他材料の切断破片などは、そのまま柵の中に落としたままにしないで必ず回収、適正に処分すること。
もし、切断物を落としたときは、下流側のマンホールから回収すること。
回収などなにもしないで、下流に流すとマンホールポンプでの故障の原因になります。
5. 下水道に切り替えた時点の水道メーターを確認し、開始届に記載してください。
(料金については、使用者に対してよく説明すること)

<完成>

1. 工事完成後5日間以内に届出し、町の検査を受けること。
届出にあたっては、チェックリストにより書類を整理すること。
2. 検査時には、可視検査のため水を準備すること。
3. 新築建物は、屋内の器具トラップの確認を実施する。
4. 縦断図に記入する公共柵蓋の地盤高は、270.000mとして作成すること。

* 排水設備工事確認申請が確認になりましたら、通知書をFAXで送付しますので事務所(玄関口のケース)まで受取に来てください。

詳しくは 上下水道課

t e l 0 2 4 8 - 6 2 - 2 1 1 9 (直通)

f a x 0 2 4 8 - 6 2 - 7 1 5 7